

新 旧 対 照 表

「個人情報保護方針」

約款集P1

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>個人情報保護宣言</b></p> <p style="text-align: right;">平成 <u>28年1月1日</u> 岡三証券株式会社</p> <p>岡三証券株式会社は、個人情報<u>および個人番号</u> <u>(以下「個人情報等」といいます。)</u>に対する取 組みについて、以下のとおり個人情報保護宣言を 策定し、公表いたします。</p> <p><b>1. 関係法令等の遵守</b> 個人情報<u>等</u>の保護に関する関係諸法令 其他の 規範を遵守いたします。 個人情報<u>等</u>の保護に関する取組みについて継続的 な改善に努めてまいります。</p> <p><b>3. 個人情報<u>等</u>の利用および第三者への提供</b> 取得した個人情報は、利用目的の範囲内において 取り扱います。 あらかじめご本人の同意を得た場合や法令等によ り例外として取り扱われる場合を除き、第三者へ 提供いたしません。 <u>なお、個人番号については、法令で定められた範 囲内でのみ取扱います。</u></p> <p><b>4. 個人情報<u>等</u>の管理体制</b> 取得した個人情報<u>等</u>は、常に正確かつ最新の内容 に保つよう努めます。 個人情報<u>等</u>の漏洩等を防止するため、必要かつ適 切な安全管理措置を実施するとともに、役職員お よび委託先の適切な監督を行ってまいります。</p> <p><b>5. 開示請求等への対応</b> 保有個人データについて開示、訂正、利用停止等 の<u>請求</u>があった場合、ご本人であることを確認の うえ、必要な手続きについてご案内いたします。 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ等につき ましては、適切かつ迅速に 対応いたします。</p>	<p style="text-align: center;"><b>個人情報保護宣言</b></p> <p style="text-align: right;">平成 <u>22年3月1日</u> 岡三証券株式会社</p> <p>岡三証券株式会社は、個人情報に対する取組み について、以下のとおり個人情報保護宣言を策定 し、公表いたします。</p> <p><b>1. 関係法令等の遵守</b> <u>「個人情報の保護に関する法律」をはじめ個人情 報保護に関する</u>関係諸法令其他の規範を遵守 いたします。 個人情報保護に関する取組みについて継続的な改 善に努めてまいります。</p> <p><b>3. 個人情報の利用および第三者への提供</b> 取得した個人情報は、利用目的の範囲内において 取り扱います。 あらかじめご本人の同意を得た場合や法令等によ り例外として取り扱われる場合を除き、第三者へ 提供いたしません。</p> <p><b>4. 個人情報の管理体制</b> 取得した個人情報は、常に正確かつ最新の内容に 保つよう努めます。 個人情報の漏洩等を防止するため、必要かつ適切 な安全管理措置を実施するとともに、役職員およ び委託先の適切な監督を行ってまいります。</p> <p><b>5. 開示請求等への対応</b> 保有個人データについて開示、訂正、利用停止等 の<u>お申し出</u>があった場合、ご本人であることを確 認のうえ、必要な手続きについてご案内いたしま す。 個人情報の取扱いに関するお問い合わせ等につき</p>

新	旧
<p><a href="#">なお、個人番号の保有の有無について開示の請求があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。</a></p> <p><b>2. 個人情報等の利用目的について</b></p> <p>ご提供いただいた個人情報は、お客さまがお受けになるサービスの提供や当社業務の範囲内に限り利用いたします。なお、各種<a href="#">請求書</a>や契約書等に利用目的が明示されている場合は、当該利用目的にしたがって利用いたします。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>また、当社は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等に基づき、機微（センシティブ）情報〔政治的見解、信教（宗教、思想および信条）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療ならびに犯罪歴に関する情報をいいます〕については、同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得、利用または第三者提供をいたしません。</p> <p><a href="#">なお、個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」および「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り使用いたします。</a></p> <p>※当社のグループ各社とは、当社の親会社であります株式会社岡三証券グループの有価証券報告書等に記載されている連結対象会社等（証券会社を除く）をさします。</p> <p><b>3. 個人情報等の利用について</b></p> <p>当社が取得したお客さまに関する個人情報は、あらかじめお客さまからご同意をいただいた場合の他、法令の規定あるいは公共の利益を保護するために必要な場合、当社とお客さまの権利・財産・安全などを保護・防御するために必要であると合理的に判断できる場合等を除いて、前項に定めた利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことはありません。</p>	<p>ましては、適切かつ迅速に対応いたします。</p> <p style="text-align: right;"><b>約款集P 2</b></p> <p><b>2. 個人情報の利用目的について</b></p> <p>ご提供いただいた個人情報は、お客さまがお受けになるサービスの提供や当社業務の範囲内に限り利用いたします。なお、各種<a href="#">申込書</a>や契約書等に利用目的が明示されている場合は、当該利用目的にしたがって利用いたします。</p> <p style="text-align: center;">(四角内省略)</p> <p>また、当社は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」等に基づき、機微（センシティブ）情報〔政治的見解、信教（宗教、思想および信条）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療ならびに犯罪歴に関する情報をいいます〕については、同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得、利用または第三者提供をいたしません。</p> <p>※当社のグループ各社とは、当社の親会社であります株式会社岡三証券グループの有価証券報告書等に記載されている連結対象会社等（証券会社を除く）をさします。</p> <p><b>3. 個人情報の利用について</b></p> <p>当社が取得したお客さまに関する個人情報は、あらかじめお客さまからご同意をいただいた場合の他、法令の規定あるいは公共の利益を保護するために必要な場合、当社とお客さまの権利・財産・安全などを保護・防御するために必要であると合理的に判断できる場合等を除いて、前項に定めた利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことはありません。</p>

新	旧
<p><u>なお、個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱います。</u></p> <p><b>4. 個人情報等の管理体制</b></p> <p>(1) 個人情報の正確性の確保</p> <p>当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、常にお客さまの個人情報を正確かつ最新の状態に維持管理するよう努めます。上記目的のため、当社はお客さまに正確かつ最新の個人情報の提供をお願いすることがあります。</p> <p>(2) 安全管理措置の実施</p> <p>当社は、お客さまの個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止、その他個人情報の安全管理のため、組織的、人的、技術的な安全管理措置を常に講じてまいります。</p> <p>(3) 役職員の監督</p> <p>当社は、当社の役職員にお客さまの個人情報を取り扱わせる場合は、当該個人情報の安全管理が図られるよう適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行うよう努めてまいります。</p> <p><b>5. 業務委託先への個人情報の提供</b></p> <p>当社は、以下のような場合において、業務の一部を外部へ委託し、必要な個人情報を業務委託先に提供する場合があります。委託する場合には、当該委託先においても当該個人情報の安全管理が適切に図られるよう、その委託先に対して必要かつ適切な監督を行うよう努めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客さまにお送りするための書面の印刷もしくは発送業務</li> <li>・法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務</li> <li>・情報システムの運用・保守に関する業務</li> <li>・<u>業務に関する帳簿書類を保管する業務</u></li> </ul> <p><b>8. 保有個人データに関する開示等請求手続き</b></p> <p>当社の保有個人データに関する開示、訂正、利用停止などが必要な場合は、当社営業店部または岡</p>	<p><b>4. 個人情報の管理体制</b> P 3</p> <p>(1) 個人情報の正確性の確保</p> <p>当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、常にお客さまの個人情報を正確かつ最新の状態に維持管理するよう努めます。上記目的のため、当社はお客さまに正確かつ最新の個人情報の提供をお願いすることがあります。</p> <p>(2) 安全管理措置の実施</p> <p>当社は、お客さまの個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止、その他個人情報の安全管理のため、組織的、人的、技術的な安全管理措置を常に講じてまいります。</p> <p>(3) 役職員の監督</p> <p>当社は、当社の役職員にお客さまの個人情報を取り扱わせる場合は、当該個人情報の安全管理が図られるよう適切な内部管理体制を構築し、その役職員に対する必要かつ適切な監督を行うよう努めてまいります。</p> <p><b>5. 業務委託先への個人情報の提供</b></p> <p>当社は、以下のような場合において、業務の一部を外部へ委託し、必要な個人情報を業務委託先に提供する場合があります。委託する場合には、当該委託先においても当該個人情報の安全管理が適切に図られるよう、その委託先に対して必要かつ適切な監督を行うよう努めてまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客さまにお送りするための書面の印刷もしくは発送業務</li> <li>・法律上や会計上等の専門的な助言等を提供する業務</li> <li>・情報システムの運用・保守に関する業務</li> </ul> <p><b>8. 保有個人データに関する開示等請求手続き</b></p> <p>当社の保有個人データに関する開示、訂正、利用停止などが必要な場合は、当社営業店部または岡</p>

新	旧
<p>三カスタマーセンター（電話番号：0120-390603）まで<u>ご請求</u>ください。請求者がご本人であることを確認いたしましたうえで、必要な手続きについてご案内いたします。なお、保有個人データの開示に関するご請求につきましては、1件につき1,080円（消費税込み）を請求させていただきます。</p> <p><u>なお、個人番号の保有の有無について開示の請求があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。</u></p>	<p>三カスタマーセンター（電話番号：0120-390603）まで<u>お申し出</u>ください。請求者がご本人であることを確認いたしましたうえで、必要な手続きについてご案内いたします。なお、保有個人データの開示に関するご請求につきましては、1件につき1,080円（消費税込み）を請求させていただきます。</p>

「岡三の証券総合取引約款」

約款集P7～

新	旧
<p><b>第1章 証券総合取引</b></p> <p><b>第3条の2 共通番号の届出</b></p> <p><u>お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、証券総合取引口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u></p> <p><b>第5章 株式等振替決済取引</b></p> <p><b>第4条 当社への届出事項</b></p> <p>（1）「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、<u>共通番号</u>等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、<u>共通番号</u>等とします。</p>	<p><b>第1章 証券総合取引</b></p> <p>（ 新 設 ）</p> <p><b>第5章 株式等振替決済取引</b></p> <p><b>第4条 当社への届出事項</b></p> <p>（1）「振替決済口座設定申込書」に押なつされた印影及び記載された氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑等とします。</p> <p style="text-align: right;">P13</p>

新	旧
<p>(2)</p> <p>( 現行どおり )</p> <p><b>第5条の2</b> 加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意</p> <p>( 現行どおり )</p> <p><b>第5条の3</b> <u>有価証券信託受益証券に係る受益者の加入者情報等の取扱い</u></p> <p><u>当社は、有価証券信託受益証券（以下「JDR」といいます。）のうち、米国籍の外国ETF・外国株式等を受託有価証券（信託財産）とするJDRについては、日米租税条約に定める軽減税率の適用を受けるため、当該JDRの受託者に対して、権利確定日における受益者の氏名又は名称、住所、口座、受益者の有するJDRの銘柄及び数量その他必要な事項を提供することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p><u>ただし情報の提供は、軽減税率適用申請が可能な場合に限り、また当該軽減税率が適用されることを保証するものではありません。</u></p> <p><b>第6条</b> <u>共通番号情報の取扱いに関する同意</u></p> <p><u>当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取り扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p> <p><b>第46条</b> <u>個人情報の取扱い</u></p> <p>お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、この約款の各規定により、機構及び振替株式等の発行者及び受託者並び</p>	<p>(2)</p> <p>( 省 略 )</p> <p><b>第6条</b> 加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意</p> <p>( 省 略 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p style="text-align: right;">P21</p> <p><b>第46条</b> <u>個人情報の取扱い</u></p> <p>お客様の個人情報（氏名、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他<b>機構が定める</b>事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、<b>機構の業務規程に基づく</b>この約款の各規定により、機構及び</p>

新	旧
<p>に他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p>	<p><u>機構を通じて</u>振替株式等の発行者及び受託者並びに<u>機構を通じて</u>他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客様の個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。</p>
<p><b>第6章 国債振替決済取引</b></p>	<p><b>第6章 国債振替決済取引</b> <span style="float: right;">P21</span></p>
<p><b>第5条 振替の申請</b></p>	<p><b>第5条 振替の申請</b></p>
<p>（1）お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債について、<u>次の各号</u>に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p>	<p>（1）お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振込国債について、次の<u>①から③</u>に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。</p>
<p>①、② （ 現行どおり ）</p>	<p>①、② （ 省 略 ）</p>
<p>（ 削 除 ）</p>	<p><u>③ 振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替を行うもの</u></p>
<p>（2） （ 現行どおり ）</p>	<p>（2） （ 省 略 ）</p>
<p><b>第7条 分離適格振込国債に係る元利分離申請</b></p>	<p><b>第7条 分離適格振込国債に係る元利分離申請</b></p>
<p>（1）振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。</p> <p>差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの</p>	<p>（1）振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離適格振込国債について、次の<u>①及び②</u>に定める場合を除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。</p>
<p>（ 削 除 ）</p>	<p><u>① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利分離又はその申請を禁止されたもの</u> <u>② 当該分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利分離を行うもの</u></p>
<p>（2）、（3） （ 現行どおり ）</p>	<p>（2）、（3） （ 省 略 ）</p>

新	旧
<p><b>第8条 分離元本振込国債等の元利統合申請</b></p> <p>(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。</p> <p>差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの</p> <p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p> <p>(2)、(3)</p> <p style="text-align: center;">（ 現行どおり ）</p>	<p><b>第8条 分離元本振込国債等の元利統合申請</b></p> <p>(1) 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます。）の日本銀行が定める内訳区分に記載又は記録されている分離元本振込国債及び分離利息振込国債について、次の①及び②に定める場合を除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。</p> <p>① 差押えを受けたものその他の法令の規定により元利統合又はその申請を禁止されたもの</p> <p>② <u>当該分離元本振込国債と名称及び記号が同じ分離適格振込国債の償還期日又は利子支払期日の3営業日前から前営業日までにおいて、あらかじめ日本銀行が定める期間中に元利統合を行うもの</u></p> <p>(2)、(3)</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p>
<p style="text-align: right;">P 36</p> <p><b>第15章 雑 則</b></p> <p><b>第2条 届出事項の変更等</b></p> <p>(1) お届出事項に変更が生じた場合（印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。）は、その旨を当社にお申出のうえ、所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出印鑑を押なつてご提出ください。この場合、「戸籍抄本」「住民票」等の書類をご提出又は「<u>個人番号カード</u>」等をご提示願うこと等があります。</p> <p>(2)～(4)</p> <p style="text-align: center;">（ 現行どおり ）</p> <p>(5) 上記(1)から(3)による変更後は、変更後の印影・住所・氏名・<u>共通番号</u>等をもって届出の印鑑・住所・氏名・<u>共通番号</u>等とします。</p>	<p><b>第15章 雑 則</b></p> <p><b>第2条 届出事項の変更等</b></p> <p>(1) お届出事項に変更が生じた場合（印章を喪失された場合のお届出印鑑の改印を除きます。）は、その旨を当社にお申出のうえ、所定の「変更届」その他の書面に必要事項を記載し、お届出印鑑を押なつてご提出ください。この場合、「戸籍抄本」「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。</p> <p>(2)～(4)</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>(5) 上記(1)から(3)による変更後は、変更後の印影・住所・氏名等をもって届出の印鑑・住所・氏名等とします。</p>

新	旧
<p><b>第4章 雑則</b>  <b>共通番号の届出</b>  <b>第24条</b> 申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出するものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。</p> <p><b>(届出事項)</b>  <b>第24条の2</b> 申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、<u>印鑑及び共通番号</u>等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。</p> <p><b>(届出事項の変更届出)</b>  <b>第25条</b> 申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、<u>共通番号</u>等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</p>	<p><b>第4章 雑則</b>  （新 設）</p> <p><b>(届出事項)</b>  <b>第24条</b> 申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）<u>及び</u>印鑑等を当社所定の書類により当社に届け出るものとします。</p> <p><b>(届出事項の変更届出)</b>  <b>第25条</b> 申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。</p>

新	旧
<p><b>特定口座開設届出書等の提出</b></p> <p>第2条 お客様が特定口座の開設を申込むにあたっては、あらかじめ当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。</p> <p>2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡又は特定口座において処理される上場株式等の信用取引に係る差金決済による所得について源泉徴収を<u>選択される</u>場合には、あらかじめ当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。<u>なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。</u></p> <p>3 お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を<u>選択しない</u>旨の申出を行うことはできません。</p> <p><b>特定保管勘定における保管の委託等</b></p> <p>第3条 当社は、上場株式等の保管の委託等は、<u>当該保管の委託等に係る口座に設けられた</u>特定保管勘定（<u>当該口座に保管の委託等</u>がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において行います。</p> <p>第4条～5条 ( 現行どおり )</p>	<p><b>特定口座開設届出書等の提出</b></p> <p>第2条 お客様が特定口座の開設を申込むにあたっては、あらかじめ当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。</p> <p>2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡又は特定口座において処理される上場株式等の信用取引に係る差金決済による所得について源泉徴収を<u>希望する</u>場合には、あらかじめ当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。</p> <p>3 お客様が当社に対して<u>租税特別措置法第37条の11の6第2項に規定する</u>源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を<u>希望しない</u>旨の申出を行うことはできません。</p> <p><b>特定保管勘定における保管の委託</b></p> <p>第3条 当社は、<u>特定口座に係る</u>上場株式等の保管の委託は特定保管勘定（保管の委託がされる上場株式等につき、当該保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において行います。</p> <p>第4条～5条 ( 省 略 )</p>

新	旧
<p><b>特定口座に受入れる上場株式等の範囲</b></p> <p>第6条 当社は、お客様の特定保管勘定においては、以下の上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を<u>除きます</u>。）のみを受入れます。</p> <p>① （ 現行どおり ）</p> <p>② 当社以外の<u>金融商品取引業者等</u>に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</p> <p>③ 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに<u>限ります</u>。）により取得した上場株式等</p> <p>④ 当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等</p> <p>⑤ 相続（限定承認に係るものを<u>除きます</u>。<u>以下同じです</u>。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを<u>除きます</u>。<u>以下同じです</u>。）により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の<u>金融商品取引業者等</u>に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、<u>所定の方法により当社の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</u></p> <p>⑥ 特定口座内保管上場株式等につき、次に掲げる事由により取得した上場株式等であつ</p>	<p><b>特定口座に受入れる上場株式等の範囲</b></p> <p>第6条 当社は、お客様の特定保管勘定においては、以下の上場株式等（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を<u>除く</u>。）のみを受入れます。</p> <p>① （ 省 略 ）</p> <p>② 当社以外の<u>証券会社</u>に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等</p> <p>③ 当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに<u>限る</u>。）により取得した上場株式等</p> <p>④ 当社に開設された特定口座に設けられた<u>租税特別措置法第37条の11の3第3項第三号に規定する</u>特定信用取引勘定において行った信用取引により買い付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等</p> <p>⑤ 相続（限定承認に係るものを<u>除く</u>。<u>以下同じ</u>。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを<u>除く</u>。<u>以下同じ</u>。）により取得した当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の<u>証券会社</u>に開設していた特定口座に引き続き保管の委託がされている上場株式等を<u>移管又は社債、株式等の振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録による方法で取得した</u>上場株式等</p> <p>⑥ 特定口座内保管上場株式等につき、次に掲げる事由により取得した上場株式等であつ</p>

新	旧
<p>て、当該特定口座内保管上場株式等を基因とし、<u>保管の委託等</u>をする方法で行なわれるもの等、法令の定めにより特定口座への受入が認められているもの</p> <p>(イ) 株式、<u>受益権</u>の分割又は併合</p> <p><u>(ロ) 株式、新株予約権、新投資口予約権の無償割当により取得する上場株式等</u></p> <p><u>(ハ) 法人の合併、投資信託の併合</u></p> <p><u>(ニ) 法人の分割</u></p> <p><u>(ホ) 株式の交換等</u></p> <p><u>(ヘ) 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使等</u></p> <p>⑦ ( 現行どおり )</p> <p><u>⑧ 前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等</u></p>	<p>て、当該特定口座内保管上場株式等を基因とし、<u>社債、株式等の振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録</u>をする方法で行なわれるもの等、法令の定めにより特定口座への受入が認められているもの</p> <p>(イ) 株式の分割又は併合</p> <p><u>( 新 設 )</u></p> <p><u>(ロ) 法人の合併</u></p> <p><u>(ハ) 法人の分割</u></p> <p><u>(ニ) 株式の交換等</u></p> <p><u>(ホ) 特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権の行使</u></p> <p>( 省 略 )</p> <p>( 新 設 )</p>
<p>2 ( 現行どおり )</p>	<p>2 ( 省 略 )</p>
<p><b>譲渡の方法</b></p>	<p><b>譲渡の方法</b></p>
<p>第7条 特定保管勘定において保管の委託<u>等</u>がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法<u>その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法</u>のいずれかにより行います。</p>	<p>第7条 特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法<u>又は上場株式等を発行した法人に対して商法第220条の6第1項(同法第221条第6項において準用する場合を含む。)の規定に基づいて行われる端株又は一単元の株式に満たない数の株式の譲渡について当社を経由する方法</u>のいずれかにより行います。</p>
<p>第8条～11条 ( 現行どおり )</p>	<p>第8条～11条 ( 省 略 )</p>
<p><b>年間取引報告書の送付</b></p>	<p><b>年間取引報告書の送付</b></p>
<p>第12条 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。</p>	<p>第12条 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。</p>

新	旧
<p><u>2 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、その解約日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付いたします。</u></p> <p><u>3 当社は、特定口座年間取引報告書を2通作成し、1通をお客様へ交付し、1通を税務署に提出いたします。</u></p> <p><u>4 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中にお客様が開設した特定口座において上場株式等の譲渡等が行なわれなかった場合は、当該お客様からの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までにお客様に交付いたします。</u></p>	<p><u>なお、取引等(譲渡等及び配当等の受入れ)のなかった特定口座については、特定口座年間取引報告書の交付を行わない場合があります。ただし、お客様から請求があった場合には交付します。</u></p>
<p><b>契約の解除</b></p> <p>第13条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①</p> <p style="padding-left: 40px;">( 現行どおり )</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出が<u>あり相続・遺贈の手続きが完了したとき</u></p>	<p><b>契約の解除</b></p> <p>第13条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①</p> <p style="padding-left: 40px;">( 省 略 )</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出が<u>あったとき</u></p>
<p><b><u>特定口座内公社債等の価値喪失に関する事実確認書類の交付</u></b></p> <p>第14条 <u>特定口座内公社債等の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。</u></p>	<p style="padding-left: 40px;">( 新 設 )</p>

新	旧
<p>合意管轄</p> <p><a href="#">第15条</a></p> <p style="text-align: center;">（ 現行どおり ）</p> <p>約款の変更</p> <p><a href="#">第16条</a> <u>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限する若しくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 削 除 ）</p>	<p>合意管轄</p> <p><a href="#">第14条</a></p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>約款の変更</p> <p><a href="#">第15条</a> <u>当社は、この約款の内容が変更される場合は、お客様にその変更事項を通知します。この場合、所定の期日までに異議の申出がないときは、その変更に同意したものとします。</u></p> <p><a href="#">2</a> <u>前項の通知は、その内容がお客様の従来の権利を制限する若しくはお客様の新たな義務を課するものではない場合又はその内容の変更が軽微である場合は、当該通知は行わない場合があります。</u></p>

「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」

約款集P48

新	旧
<p>約款の趣旨</p> <p>第1条</p> <p style="text-align: center;">（ 現行どおり ）</p> <p>源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲</p> <p>第2条 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等 <u>（租</u> <u>税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。）</u> に該当するもの （当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に <u>保管の委託等</u> がされている上場株式等に</p>	<p>約款の趣旨</p> <p>第1条</p> <p style="text-align: center;">（ 省 略 ）</p> <p>源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲</p> <p>第2条 当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等に該当するもの（当該源泉徴収口座が開設されている当社の営業所に <u>係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託が</u> されている上場株式等 <u>（租税特別措置法第37条</u></p>

新	旧
<p>係るものに限ります。)のみを受入れます。</p> <p>① <u>租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等の利子等(同条第1項に規定する国外一般公社債等の利子等を除きます。)で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</u></p> <p>② 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>③ 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>④ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>第3条～第8条 ( 現行どおり )</p> <p>( 削 除 )</p>	<p><u>の11の3第2項に規定する上場株式等をいいます。)</u>に係るものに限ります。)のみを受入れます。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>① 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>② 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>③ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>第3条～第8条 ( 省 略 )</p> <p>付 則</p> <p><u>この約款は、平成22年1月1日より適用させていただきます。</u></p>

新	旧
<p><b>約款の趣旨</b></p> <p>第1条 この約款は、お客様が<u>当社</u>に設定する租税特別措置法<u>第37条の11の2</u>第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」といいます。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>第2条 ( 現行どおり )</p> <p><b>特定管理口座における保管の委託等</b></p> <p>第3条 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式<u>又は公社債</u>が上場株式等に該当しないこととなった場合の<u>振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）</u>は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。</p> <p><b>譲渡の方法</b></p> <p>第4条 特定管理口座において<u>保管の委託等</u>がされている<u>特定管理株式等</u>の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、<u>特定管理株式等</u>の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。</p> <p>3 前項の規定により、お客様が当社に対して<u>特定管理株式等</u>に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が<u>特定管理株式等</u>を譲渡される前に、当該<u>特定管理株式等</u>を</p>	<p><b>約款の趣旨</b></p> <p>第1条 この約款は、お客様が<u>岡三証券株式会社</u>（以下「<u>当社</u>」といいます。）に設定する租税特別措置法<u>第37条の10の2</u>第1項に規定する特定管理口座（以下「特定管理口座」といいます。）の開設等について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p> <p>第2条 ( 省 略 )</p> <p><b>特定管理口座における保管の委託</b></p> <p>第3条 当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式が上場株式等に該当しないこととなった場合の<u>保管の委託</u>は、特に申出がない限り、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引き続き当該特定管理口座において行います。</p> <p><b>譲渡の方法</b></p> <p>第4条 特定管理口座において<u>保管の委託</u>がされている<u>特定管理株式</u>の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、<u>特定管理株式</u>の売委託の注文または当社に対する買い取りの注文を出すことができない場合があります。</p> <p>3 前項の規定により、お客様が当社に対して<u>特定管理株式</u>に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が<u>特定管理株式</u></p>

新	旧
<p>特定管理口座から払い出すことといたします。</p> <p><b>特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知</b></p> <p>第5条 特定管理口座において<b>特定管理株式等</b>の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該<b>特定管理株式等</b>に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p><b>特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付</b></p> <p>第6条 特定管理口座で管理している<b>特定管理株式等</b>の発行会社について清算終了等の一定の事実が生じ、当該<b>特定管理株式等</b>の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより<b>価値喪失株式等</b>の銘柄、<b>価値喪失株式等</b>に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。</p> <p><b>契約の解除</b></p> <p>第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～④</p> <p>( 現行どおり )</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項第2号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において、<b>特定管理株式等の保管の委託等</b>がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。</p>	<p>を譲渡される前に、当該<b>特定管理株式</b>を特定管理口座から払い出すことといたします。</p> <p><b>特定管理株式の譲渡、払出しに関する通知</b></p> <p>第5条 特定管理口座において<b>特定管理株式</b>の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該<b>特定管理株式</b>に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p><b>特定管理株式の価値喪失に関する事実確認書類の交付</b></p> <p>第6条 特定管理口座で管理している<b>特定管理株式</b>の発行会社について清算終了等の一定の事実が発生し、当該<b>特定管理株式</b>の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより<b>価値喪失株式</b>の銘柄、<b>価値喪失株式</b>に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。</p> <p><b>契約の解除</b></p> <p>第7条 次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。</p> <p>①～④</p> <p>( 省 略 )</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、前項第2号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座に係る<b>振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託</b>がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。</p>

## 非課税上場株式等管理に関する約款

新	旧
<p><b>非課税口座開設届出書等の提出等</b></p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の<u>9月30日</u>までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等又は「<u>非課税口座開設届出書</u>」及び「<u>非課税適用確認書</u>」、「非課税口座廃止通知書」若しくは「非課税管理勘定廃止通知書」を提出するとともに、<u>当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</u></p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた</p>	<p><b>非課税口座開設届出書等の提出等</b></p> <p>第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の<u>8月31日</u>までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等<u>並びに</u>「非課税口座廃止通知書」<u>又は</u>「非課税管理勘定廃止通知書」<u>等租税特別措置法その他の法令で定める書類</u>を提出して下さい。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下「再開年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p> <p>なお、当社では別途税務署より交付を受けた</p>

新	旧
<p>「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」<u>又は「非課税適用確認書の交付申請書」</u>について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>3～6 ( 現行どおり )</p>	<p>「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管いたします。</p> <p>2 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。</p> <p>3～6 ( 省 略 )</p>
<p><b>非課税管理勘定の設定</b></p> <p>第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法<u>第37条の14第1項各号</u>に規定する株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 ( 現行どおり )</p>	<p><b>非課税管理勘定の設定</b></p> <p>第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法<u>第37条の11の3第2項</u>に規定する株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された勘定設定期間においてのみ設けられます。</p> <p>2 ( 省 略 )</p>
<p>第4条 ( 現行どおり )</p> <p><b>非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲</b></p> <p>第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のうち当社の非課税口座で取扱う銘柄のみを受け入れます。</p>	<p>第4条 ( 省 略 )</p> <p><b>非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲</b></p> <p>第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のうち当社の非課税口座で取扱う銘柄のみを受け入れます。</p>

新	旧
<p>① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が<u>120万円</u>を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う<u>上場株式等</u>の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた<u>非課税口座</u>に係る他の年分の非課税管理勘定 <u>又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定</u>から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等</p> <p><b>譲渡の方法</b></p> <p>第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発</p>	<p>① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が<u>100万円</u>を超えないもの</p> <p>イ 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う<u>有価証券</u>の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ 非課税管理勘定を設けた<u>当社非課税口座</u>に係る他の年分の非課税管理勘定から租税特別措置法その他の法令で定める手続により移管がされる上場株式等</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第10項に規定する上場株式等</p> <p><b>譲渡の方法</b></p> <p>第6条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発</p>

新	旧
<p>行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の<u>営業所</u>を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は<u>第37条の11第4項</u>第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の<u>営業所</u>を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>	<p>行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第3号又は<u>第4項</u>第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p>
<p>第7条 ( 現行どおり )</p>	<p>第7条 ( 省 略 )</p>
<p><b>非課税管理勘定終了時の取扱い</b></p>	<p><b>非課税管理勘定終了時の取扱い</b></p>
<p>第8条 ( 現行どおり )</p>	<p>第8条 ( 省 略 )</p>
<p>2 ① 第5条第1号ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して<u>120万円</u>を超えないものに限ります。) ② ( 現行どおり )</p>	<p>2 ① 第5条第1号ロに基づく非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税管理勘定において既に受け入れた上場株式等の取得対価の額と合計して<u>100万円</u>を超えないものに限ります。) ② ( 省 略 )</p>
<p><b>他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等</b></p>	<p><b>他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等</b></p>
<p>第9条 当社は、第5条第1号ロ及び前条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13 <u>第9項第1号又は第2号</u>に定めるところにより行います。</p>	<p>第9条 当社は、第5条第1号ロ及び前条第2項第1号に基づく移管は、租税特別措置法施行令第25条の13 <u>第9項</u>の定めるところにより行います。</p>

新	旧
<p><u>非課税口座内上場株式等の配当等の受領方法</u></p> <p><u>第10条</u> お客様が非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等について支払を受ける配当等のうち、上場株式（金融商品取引所に上場されている株式をいい、ETF（上場証券投資信託）、上場REIT（不動産投資信託）及び上場JDR（日本版預託証券）を含みます。）について支払われる配当金及び分配金（以下「配当金等」といいます。）を非課税で受領するためには、当該配当金等の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択し、当社を通じて当該配当金等を受領する必要があります。</p> <p><u>第11条</u> （ 現行どおり ）</p> <p><u>第12条</u> （ 現行どおり ）</p> <p><u>第13条</u> （ 現行どおり ）</p> <p><u>第14条</u> （ 現行どおり ）</p> <p>附則 この約款は、<u>平成28年1月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p><u>第10条</u> （ 省 略 ）</p> <p><u>第11条</u> （ 省 略 ）</p> <p><u>第12条</u> （ 省 略 ）</p> <p><u>第13条</u> （ 省 略 ）</p> <p>附則 この約款は、<u>平成27年1月1日</u>より適用させていただきます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>